

別表1 区分（目的）及び補助基準額

1 区分（目的）			2 基準額	3 備考
介護テクノロジー	重点分野に該当する介護テクノロジー	移乗支援（装着,非装着）	1,000,000円／1台	○販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等を補助対象とする。 ○「福祉用具情報システム」（TAIS）で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。 ○重点分野に該当する介護テクノロジーの機器等の導入に付帯して必要となる経費（※3）は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする。この場合の補助金額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計した額に4分の3を乗じて得た額と、主となる機器の左記「2 基準額」を比較して少ない方の額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 ○介護ソフトについて ・介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務等、当該事業所で発生する業務を一気通貫で行うことが可能となっているものを補助対象とする。 ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が導入する介護ソフトについては、国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、② 公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。 ・基準額について、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算する。 ・職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけではなく、介護ソフトを活用する管理者や生活相談員等の職員も算入することができる。 ・職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問看護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない。）とする。 ○機器等と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）の1台あたりの補助額は10万円を上限とする。 ○補助対象経費には、リース又はレンタル費用も含むが、実績報告の日までに支払った経費を対象とする。
		移動支援（屋外,屋内,装着）	300,000円／1台	
		排泄支援（排泄予測・検知,排泄物処理,動作支援）		
		入浴支援	1,000,000円／1台	
		見守り・コミュニケーション（見守り（施設）,見守り（在宅）,コミュニケーション）	300,000円／1台	
	介護業務支援	介護ソフト	事業所ごとの職員数に応じて必要なライセンス数が変動するなど職員数により合計金額が変動する契約の場合 1～10人 1,000,000円 11～20人 1,500,000円 21～30人 2,000,000円 31人～ 2,500,000円 職員数により合計金額が変動しない契約の場合 一律2,500,000円	
			上記以外	
		機能訓練支援	300,000円／1台	
		食事・栄養管理支援		
		認知症生活支援・認知症ケア支援		
	その他（※1）		1,000,000円／1台	
介護テクノロジーのパッケージ型（※2）		10,000,000円／1事業所		
導入支援と一体的に行う業務改善支援		450,000円		

※1 「その他」と認める例：

- ・ 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）
- ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）
- ・ 生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
- ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
- ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末

※2 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例：

- ・ 「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・ 「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・ 介護記録ソフト＋介護請求ソフト 等

※3 機器等の導入に付帯して必要となる経費の例：

- ・ 介護テクノロジーを利用するためのWi Fi環境の整備に要する経費（配線工事や有線LANの設備工事を含む。）モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
 - ・ 介護テクノロジーを利用するために導入する PC 、タブレット端末 等
- ※通信費は上記経費には含まない